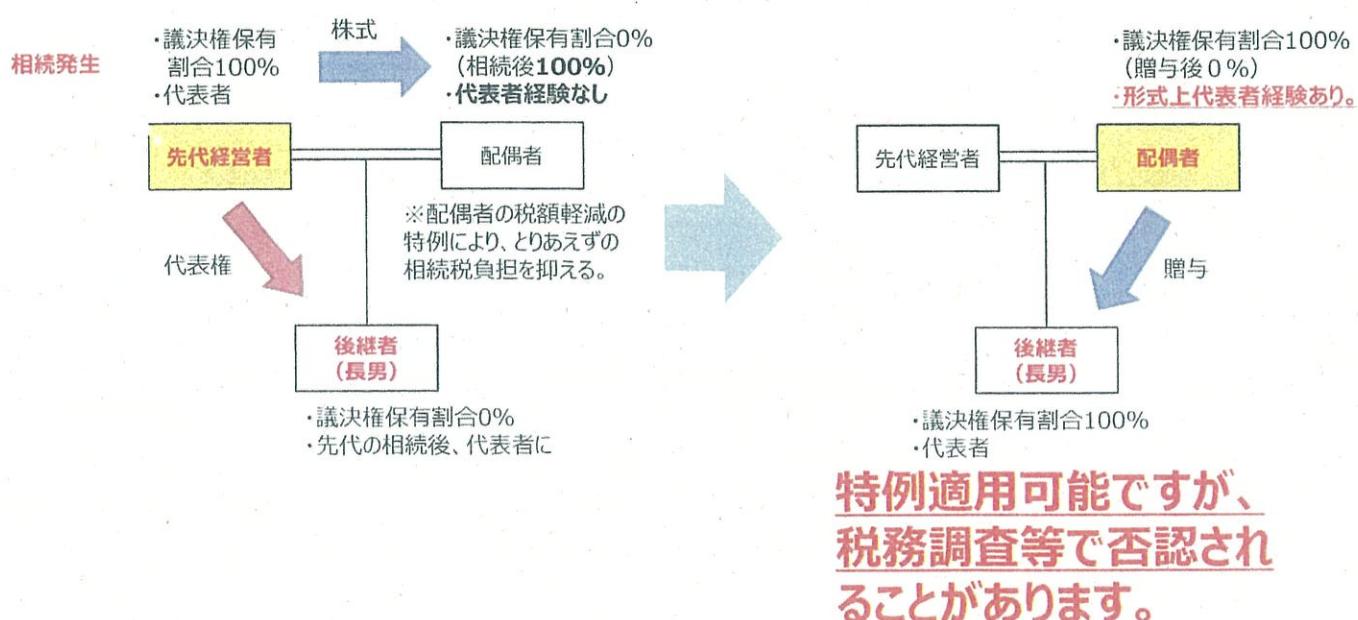


【特例】先代経営者の要件

- 一括贈与要件と、対象となる贈与は1回限りである点に注意。
 - 相続開始の直前又は贈与の直前において、先代経営者と先代経営者の親族などで総議決権数の過半数を保有しており、かつ、これらの者の中で筆頭株主（特例の適用を受ける後継者を除く）であったこと。
 - 会社の代表者であったこと。
 - 既に事業承継税制の適用に係る贈与をしていないこと。
 - 特例承継計画に記載された先代経営者であること。
 - 【贈与税】贈与時に代表者を退任していること。
 - 【贈与税】一定数以上の株式等を贈与すること（一括贈与要件）。
 - ✓ 一括贈与要件
(後継者一人の場合)
 - ①先代経営者 + 後継者の保有議決権数が2/3以上である場合
⇒贈与後の後継者の議決権数が2/3以上となるように贈与
 - ②先代経営者 + 後継者の保有議決権数が2/3未満である場合
⇒先代経営者が保有する議決権株式等のすべてを贈与
 - (後継者二人又は三人の場合)
贈与後に、それぞれの後継者の議決権数が10%以上であり、かつ、先代経営者よりも多くの議決権数を有するように贈与※先代経営者と後継者が同率であることは不可。

【特例】先代経営者の要件（チェックポイント①）

- 会社の代表者であったこと。

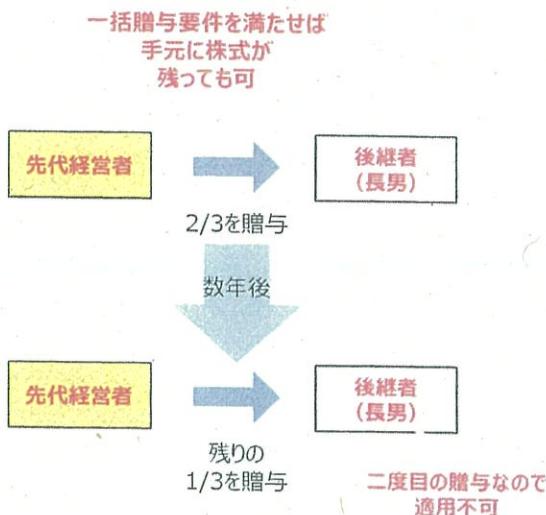


【特例】先代経営者の要件（チェックポイント②）

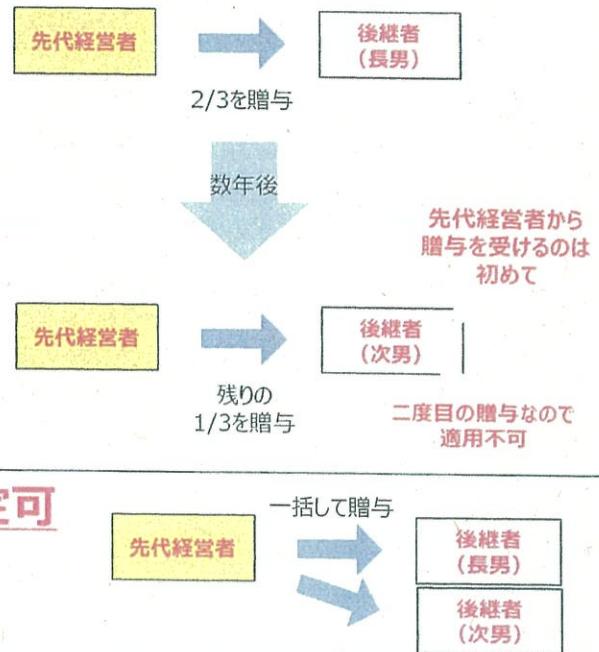
- 既に事業承継税制の適用に係る贈与をしていないこと。

⇒複数の後継者がいる場合には、**同時に贈与**する必要があります。

例1



例2

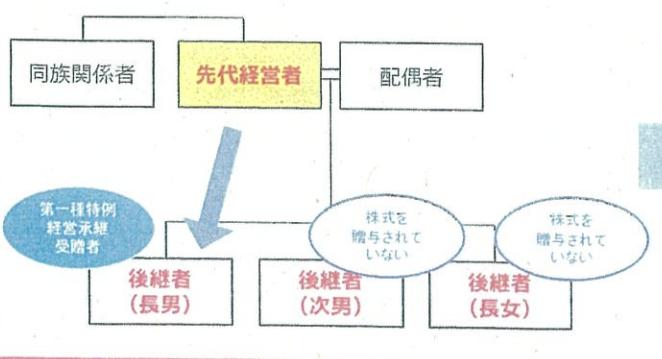


【特例】先代経営者の要件（チェックポイント③）

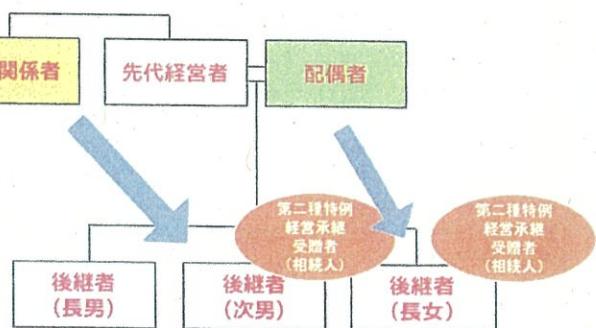
- 【贈与税】一定数以上の株式等を贈与すること（一括贈与要件）。

⇒当該贈与又は相続の時点で判断します。特例計画書に3名記載されていたとしても、その贈与又は相続により「第一種特例経営承継受贈者（相続人）」「第二種特例経営得承継受贈者（相続人）」となる者の人数で判断します。

STEP 1



STEP 2



✓ STEP1におけるチェックポイント

特例計画書において、特例後継者として長男・次男・長女の名前が記載。

⇒先代経営者から株式を贈与されたのは、長男のみ（次男・長女には、今後配偶者や同族関係者から贈与・相続予定。）。

⇒STEP 1においては、「第一種特例経営承継受贈者」となるのは長男のみ。

⇒（後継者一人の場合）の要件を満たす必要あり。したがって、贈与後の後継者の議決権数が2/3以上になるように贈与すること。
(又は先代経営者が保有する議決権株式等のすべてを贈与すること。)